

学位論文審査の要旨

		要 旨
学位申請者	畑中 綾子 【人間発達科学専攻 平成26年度生】	<p>薬害や医療過誤の訴訟では、説明義務違反や相当程度の可能性の法理により、司法が被告の賠償責任を緩やかに認め、同時に救済制度の創設などを促してきた。本論文は、これを日本における司法の積極的機能と位置付け、米国法との比較考察をおこなった。その結果、損害の「痛み分け」を重視する日本的「公平」観念や、利益衡量法学の役割が浮き彫りにされた。そして、被害者救済の貢献が認められる反面、医療の萎縮などの問題も生じたため、各種救済制度などが設立された現在、賠償訴訟の役割は本来の意味での厳格な過失責任主義に回帰していくべきではないか、という結論を説得的に導くことに成功している。</p> <p>本論文の審査委員会は、第1回が平成27年12月8日、第2回が平成28年1月19日におこなわれ、3月1日に公開審査会、その終了直後に第3回に当たる最終審査会が開かれた。第1回、第2回審査会においては、論述の骨子は概ね容認されたものの、各審査員から疑問点が示され、説明不足の箇所等の改善、また論文構成の見直し等が求められた。これに対して申請者は順次適切に対応した。</p> <p>公開審査会では、論文審査委員5名のほか、医療訴訟を専門とする弁護士2名などが出席し、実務家の立場から違和感を覚える点や疑問点、また批判的意見も表明されて、実務と研究が相交わるディスカッションとなったが、これに対して申請者はひとつひとつ的確かつ適切な応答・意見表明をした。公開審査会後に開いた最終審査会においては、公開審査会で指摘された核心的な問題などにおいて、まだなお考究すべき点が残されていることが確認された。しかし、それらの点はもっと長い時間をかけて取り組むべき巨大な課題であって、学位論文としては早期修了にふさわしい十分に高い水準にすでに達していること、質疑応答の部分を含めて公開審査会も十分な内容であったこと、外国語の能力も十分であること等につき、各審査委員の間で意見の一致を見た。</p> <p>以上から、本審査委員会は、本論文が博士（社会科学）、Ph.D in Medical Law に相応しいと判断し、合格と認めた。</p>
論文題目	日本の医療分野の賠償訴訟にみられる積極的司法とその影響—米国の医療・医薬品事例との比較をもとに	
審査委員	(主査) 教授 小谷 眞男	
	准教授 デアウカンタラ マルセロ	
	教授 平岡 公一	
	准教授 大森 正博	
インターネット公表	<p>○ 学位論文の全文公表の可否（ 可 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 否 ）</p> <p>○ 「否」の場合の理由</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 当該論文に立体形状による表現を含む</p> <p style="margin-left: 20px;"><input checked="" type="checkbox"/> イ. 著作権や個人情報に係る制約がある</p> <p style="margin-left: 20px;"><input checked="" type="checkbox"/> ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている</p> <p style="margin-left: 20px;">エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている</p> <p style="margin-left: 20px;">オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている</p> <p>※ 本学学位規則第24条第4項に基づく学位論文全文のインターネット公表について</p>	